



2026 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイエスエス
代 表 者 名 代表取締役社長 藤木 孝夫
(コード番号:6074 東証スタンダード・名証メイン)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役管理本部長 濱治 雅弘
T E L 06-6449-6121 (代表)

株式会社ティップネスとの事業譲渡契約及び

FASTGYM24 フランチャイズ加盟契約締結のお知らせ

当社は、2026 年 8 月 27 日付で株式会社ティップネスとの間で、同社が運営する「FASTGYM24」名古屋市内 3 店舗（新守山店・藤が丘店・堀田通店）に係る事業譲渡契約及び FASTGYM24 フランチャイズ加盟契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2026 年 7 月 23 日付「株式会社ティップネスとの事業譲受に関する基本合意書締結のお知らせ」において公表いたしましたとおり、その後の協議等を経て、本日、正式に両契約を締結いたしました。

本件事業譲受の実行日は 2026 年 9 月 1 日を予定しており、同日より当社による FASTGYM24 3 店舗の運営を開始する予定であります。

なお、本件事業譲受の内容については、2026 年 7 月 23 日に公表いたしました基本合意時点から重要な変更はありません。

記

1. 事業譲受の理由

当社は、「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、スイミングスクール運営事業を中核として、ベビーからシニアまで幅広い層の健康促進に取り組んでまいりました。2024 年 11 月に公表した「今後の M&A 戦略強化」に基づき、未開拓エリアへの出店及び周辺事業領域への進出を通じて、企業価値の中長期的向上を図ることを基本方針としております。

このたび、当社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社と協業関係にあるティップネスより、同社が運営する

「FASTGYM24」名古屋 3 店舗（新守山店・藤が丘店・堀田通店、以下「本店舗」といいます。）に係る事業を譲り受けることといたしました。当社は、本件事業譲渡契約と同日付でティップネスをフランチャイザーとする FASTGYM24 フランチャイズ加盟契約（以下「FC 加盟契約」といいます。）を締結し、事業承継型のフランチャイズ加盟者として本事業を継続運営いたします。

本店舗は、24 時間営業のセルフ型フィットネスジムとして稼働 5 年以上の実績を有しております。当社は、本件事業譲受及び FC 加盟により、①東海エリアにおける大人会員基盤の獲得、②ティップネスとのシナジーの一層の強化を実現し、当社グループの企業価値向上に資するものと判断いたしました。

2. 事業譲受の概要

(1) 譲受事業の内容

ティップネスが運営する「FASTGYM24」のうち、新守山店（名古屋市守山区）、藤が丘店（名古屋市名東区）及び堀田通店（名古屋市瑞穂区）の 3 店舗に係る 24 時間フィットネスジム事業（資産・契約上の地位等を含みます。）

(2) 譲受事業の資産・負債の項目及び金額並びに譲受価額及び決済方法

当事者間の守秘義務に基づき非公開とさせていただきます。なお、譲受価額は、外部専門家による事業価値算定及び当社内における検討を踏まえ、当事者間の協議により決定しております。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ティップネス
(2) 所 在 地	東京都千代田区四番町5番地6 日テレ四番町ビル1号館3階
(3) 代 表 者	代表取締役社長 清水 明浩
(4) 事業内容	総合フィットネスクラブの運営、24時間フィットネスジム「FASTGYM24」の直営・フランチャイズ展開等
(5) 資 本 金	9,000 万円
(6) 設立年月	1986 年 10 月
(7) 大株主及び持株比率	日本テレビホールディングス株式会社 100%
(8) 上場会社と当該会社の関係	以下のとおりであります。
資本関係	当社と当該会社との間に直接の資本関係はありません。なお、当該会社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社（当社株式の24.84%を保有）の完全子会社であります。
人的関係	当社と当該会社との間に記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社グループは、当該会社との間で「JSS&Tipness ジョイントマスターズ大会」の合同開催、オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の当社会員への提供、「JSS キッズファミリープラン」の相互提供、人事採用に関する情報交換等の協業を継続的に行っております。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。
(9) 当該会社の直近事業年度における経営成績及び財政状態	当事者間の守秘義務に基づき非公開とさせていただきます。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 2026 年 8 月 27 日
- (2) 事業譲渡契約締結日 2026 年 8 月 27 日
- (3) FC 加盟契約締結日 2026 年 8 月 27 日
- (4) 事業譲受実行日 2026 年 9 月 1 日（予定）

（注）本事業譲受は、会社法第 467 条第 1 項第 3 号に定める「他の会社の事業の全部の譲受け」には該当せず、また、当社にとって会社法施行規則第 137 条に定める「簡易事業譲受け」に該当するため、当社における株主総会決議を要しません。

5. 今後の見通し

本件事業譲受は、当社が推進する M&A 戦略及び事業領域拡大戦略の具体的な取り組みであり、東海エリアにおける事業基盤の獲得及び 24 時間フィットネスジム事業への進出を通じて、成長戦略「100 店舗・売上高 100 億円・時価総額 50 億円 OVER」の実現及び企業価値の向上を目指してまいります。なお、本件による 2027 年 3 月期の業績に与える影響については現在精査中ではありますが、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上